



令和7年度 農業用ドローン農薬散布 普及実証支援事業

農業用ドローンによる農薬散布作業の委託費用を支援します！

補助金額

委託費(消費税除)の1/2

※1交付10万円まで

※単価は1,250円/10aまで

対象作物

ばれいしょ、ブロッコリー、玉ねぎ、
レタス、カンキツ、小麦 等

※但し、水稻は対象外

要件

- (1) 2戸以上の市内農業者の団体が同じ作物で実施すること
- (2) 市内圃場での実施 (3) 農薬は農水省が認めるものに限る
- (4) 農薬散布が可能な資格を有する事業者への委託に限る
- (5) 防除に関して他に補助金を受けていないこと
- (6) 交付は1農業者につき年度内に1度のみ ※1申請内での回数上限・面積上限なし

申し込み

防除の10日前までに裏面「希望調書」(地番・面積・散布回数)を窓口・
メール・FAX等で提出

※申請にあたり見積書が必要です。

※補助金の振込は原則、業者へ委託代金を支払った後になります。

南島原市 農林課 農業戦略班(担当:山下)

TEL : 0957-73-6661 FAX: 0957-82-0217

Mail : nougyousenryaku@city.minamishimabara.lg.jp